

## 経済体制の公共選択分析

OKUI, Katsuyoshi / 奥井, 克美

---

(発行年 / Year)

2017-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675乙第224号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(経済学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013931>

## 経済体制の公共選択分析

奥井 克美

経済体制の問題を公共選択論の視点から論ずるのが、本書の目的である。政治の経済学として知られる公共選択論の視点というのは、次の二つである。第1は、政治制度を前面に押し出して経済分析を施す点である。第2は、ジェームズ・ブキャナン(James Buchanan)をはじめとする契約主義の立場からの議論を展開する点である。

ある社会において経済問題解決のために人々がつくった制度が経済体制である。本書では、国ごとの政治的枠組と経済的枠組に焦点をあてて経済体制を分析する。ここで政治的枠組とは民主政治か独裁政治かを示す政治的自由度を意識している。経済的枠組とは市場経済か計画経済かを示す経済的自由度を意識している。政治的自由度や経済的自由度のデータがつけられるようになってきており、これらを使って分析を行った。こうして展開された第1章から第3章までのマクロ分析によって第I部は構成される。これに対し第4章以降の第II部では、人々がどのような政治的枠組・経済的枠組で合意するか、契約主義の観点からのミクロ分析をこころみた。Buchananは、Wicksellによる財政構造評価の全員一致原則を取り入れ、実証的・規範的公共選択分析を行った。本書でも、人々がどのような政治的枠組・経済的枠組に全員一致で合意するか・すべきかを考察した。

各章の概要を示そう。第1章では、世界各国の政治的自由や経済的自由のデータを利用し、経済体制の実態や推移を把握することをこころみた。近年、政治的自由度が増加し民主化が進んでいること、また、経済的自由度が増加し市場化が進んでいること、これらが確認された。しかし、直近のデータをはじめ、民主化・市場化の動きに後退がみられる時もある。1975年以降のデータをみる限り、政治的自由度が高い国は経済的自由度も高く、政治的自由度の低い国は経済的自由度も低く、世界の国々の多くは、両方の自由度が高い国々と両方の自由度の低い国々のどちらかに分類された。そして、後者のグループに属する国の数が減り、前者に属する国の数が増える、というのが世界の趨勢である。政治的自由度と経済的自由度であらわされる世界各国の経済体制は、自由度の低い国が自由度を大きく増加させるという形で、収斂に向かって進んでいることが確認された。政治的自由度や経済的自由度であらわされる制度間格差が縮小してきているのである。民主化・市場化の進展は、1985年から2000年の期間で顕著で、特に1990年から2000年の期間は市場化に大きな比重をおいたものとなった。民主化・市場化の動きが後退する期間があるものの、1975年から2010年という長い期間で見れば、民主化・市場化が世界全体の動きであった。民主化・市場化が進む中で制度間格差の縮小が進んでおり、資本主義と社会主義の収斂とは違った意味での経済体制の収斂が進みつつあるといえる。

第2章では、政治的自由・経済的自由であらわれる制度と、一人あたりGDP・経済成長率・所得の不平等などの経済パフォーマンスの関係を、先行研究を詳細に概観するとと

もに、世界各国データを用いて分析した。さまざまなファクトファインディングが得られたが、以下の三点を主な結果として掲げる。第1に、政治的自由度が高い国の一人あたり GDP が高く、経済的自由度の高い国の一人あたり GDP が高い。第2に、ただし、独裁政治かつ市場経済の国が高い経済成長を実現している傾向がある。第3に、所得不平等・失業率について、制度間の違いが確認できない。

第3章では、政治的自由度と経済的自由度の因果性を調べ、民主化と市場化のどちらを優先すべきかを考察した。例えばもし、政治的自由度が経済的自由度に影響を与え、経済的自由度が政治的自由度に影響を与えていないならば、民主化を優先すべき、ということになる。考察にあたって、パネルデータでは一人あたり GDP の高い国で民主化が進んでいるとの結果が出て一国内でみるならば一人あたり GDP が高いからといって民主化が進むとはいえないとの Acemoglu らによるリブセット仮説を否定する議論に着目し、政治的自由度と経済的自由度の因果性をみる際も国固有の要因を考慮する個別効果を含む推定が必要になることを指摘した。そして、個別効果を含む推定式の中からモデル選択を行ったうえで因果性テストを行った。結果は、以下のようであった。(1)経済的自由から政治的自由への影響は、認められない。(2)政治的自由から経済的自由への影響は、認められるケースと認められないケースがある。

第4章では、人々がどのような政治的枠組で合意するかを考察した Okada=Sakakibara=Suga モデルを紹介した。社会の成員は社会資本形成を行った方が望ましいにもかかわらず、個人レベルの意志決定ではこれを行わないのが最適な行動になる、という囚人のジレンマ状況にある。この時、国家を形成し、社会資本形成を強制させるという選択が、社会の成員全員にとって有利になる。君主制か民主制か、どちらの政治的枠組で人々が合意するかをこのモデルは分析する。彼らのモデルにおける君主制では、国家のパラメータは君主が決める。国家のメンバーも君主が決めるので、全員参加の国家となり、君主の取り分が最大で、一般の人々の取り分は最低となる。民主制では、一般の人々が国家のパラメータを決める。一般の人々は、ある確率で国家に参加し、一部の人がフリーライダーとなる。執行者の取り分は最低となる。結論をまとめると以下のようになる。経済発展は経済運営のための政府規模増大を要求する代わりに、公共財建設の成果も大きくする。これによって、公共財建設の成果を享受しながら税金を支払おうとしないフリーライダーが国家参加の自由によって生じてしまう不利益よりも、多くの人の中で成果を享受できる利益の方が勝るようになるので、社会の成員は民主制を選択するようになる。すなわち、経済発展するほど民主制が生まれ易くなる。逆に、経済発展が低い段階では、公共財建設の成果が小さく、それを多くの人で共有する魅力はそれほど大きくない。成果が一人の君主に集中しても、フリーライダーを許さない方が社会の成員にとって有利になる。経済発展の低い段階では、社会の成員が全員一致で君主制に合意することがあるのである。

第5章では、経済的枠組の選択を Bush のアナーキーモデルによって考察した。所有権の設定されていないアナーキーな状況下で、人々が初期所得分配維持型秩序か初期所得分配否定型秩序のどちらを選択し、社会の仕組みとして合意するかを考えた。アナーキーな状態では、人は別の人から財を奪う努力をするし、別の人々の略奪行為から自らを防衛する努力を払わなければならない。この過程で、人々は皆、他の人の防衛-略奪努力水準に対して最適な防衛-略奪努力水準を選んでいるという非協力ゲームのナッシュ均衡に到達す

る。これが自然均衡である。しかし、この自然均衡は効率的な状態ではないので、人々は防衛—略奪努力水準をゼロにする秩序に同意することが合理的になる。人々は自然均衡を予想した上で、初期所得分配維持型秩序か初期所得分配否定型秩序を選択する。本章において初期所得分配維持型秩序とは初めから持っていた所得を互いに認め合う制度であり、初期所得分配否定型秩序は所得分配を交渉によって決める制度である。これらの内どちらの制度を選択するかは、自然均衡における効用水準を防衛—略奪努力水準をゼロにした時に補償できる所得と初期所得の比較が重要となる。後者が前者より低い人は、初期所得を認め合う初期所得分配維持型秩序より闘争にうって出て自然均衡に達した方が高い効用を得ることができるので、初期所得分配維持型秩序に同意しない。よって、この場合選ばれる制度は、初期所得分配否定型秩序になる。すなわち、初期所得分配が不平等で、非常に低い初期所得の人がいる場合、初期所得分配否定型秩序が選ばれるのである。

終章では、公共選択論の規範的側面を考察し、それまでの章で得られた結論も踏まえて各国が結ぶ契約はいかにあるべきかを論じた。公共選択論の規範的側面として重要なものは、以下の二つであると考えられる。(1)絶対の価値を認めない、及び、(2)全員一致で支持を受ける制度は望ましい。Buchanan は、社会的厚生関数による状態評価を、どの社会的厚生関数を用いるのかの選択の際に絶対の価値にもとづかざるを得なくなるとして、否定する。かわりに彼は、ルール内での選択とルールそのものの選択を分け、望ましいルール選択の基準に全員一致を提唱する。パレート改善を実現する資源配分が効率的で望ましいとの経済学の考え方を、ルール・制度選択に適用したものである。これら公共選択論の基本的側面から、以下のような政策含意を導いた。第1に、国家間の平等な関係の確立が必要である。絶対の価値を認めない公共選択論の立場から、誰かが誰かに優越するわけではないとの主体間の平等性が導かれる。人の上に人をつくらず人の下に人をつくらずと同様、国の上に国をつくらず国の下に国をつくらず、である。第2に、特定制度の強制は慎まねばならない。第4章で君主制に、第5章で所得分配を交渉によって決める制度に、人々が全員一致で合意する可能性があることを示した。別の国や機関が何らかの特定価値基準にもとづいた制度変更を当該国に迫るようなことはするべきではない。第3に、グローバル化の環境変化に対して、国家間での話し合いや調整が一層重要になる。グローバリゼーションは市場を世界規模にして取引拡大による経済厚生を増大をもたらすと考えられるものの、市場の失敗も世界規模にする面を持っている。これに対処しパレート改善を実現する制度改革を目指し、国家間での合意形成が重要になるのである。